

**公募型プロポーザル**  
**参加表明書作成における「よくあるお問合せ」(FAQ)**

**1. 参加表明書の提出について**

・参加表明書以外に実績を証明する書類の提出は必要か。	・参加表明書の提出時には必要ありません。(委託先に特定されれば、契約前に提出を求めます。)
・事務所概要※ <sub>1</sub> は参加表明書提出時点までに提出するのか。	・原則必要です。なお、やむを得ず、事務所概要※ <sub>1</sub> に関する紙資料(承諾書)の提出が遅れる場合は、参加表明書提出期限までに、所定の概要データ(Excel形式)※ <sub>1</sub> が提出されていれば可とします。
・設計共同体で参加する場合、事務所概要※ <sub>1</sub> は一緒に提出しなければいけないのか。	・取りまとめていただく必要はありませんが、構成事務所すべてについて、参加表明提出締切日までの提出が必要です。
・CPD 実績証明書の提出は必要か。	・参加表明書の提出時には必要ありません。(委託先に特定されれば、契約前に提出を求めます。)
・参加表明書等データの送付について、一般的に利用される大容量ファイル送信サービスを利用してもよいか。	・サービスによっては、本市で受け取り不可のものがありますので、「参加表明書作成・提出要領」に則って送信してください。

**2. 参加資格について**

・神戸市内に本店を有する事務所と神戸市外に本店を有する事務所で設計共同企業体を組む場合、神戸市内に本店を置く場合として評価されるのか。	・神戸市内に本店を有する事務所の業務分担率(委託料の配分割合と同義)が1者につき30%以上の場合は、神戸市内に本店を置くものとみなします。(「説明書」記載の通り。)
・設計共同体で参加する場合、管理技術者と意匠主任担当技術者は頭となる事務所(代表設計事務所)に属していないといけないのか。	・貴見の通りです。(「説明書」に記載の通り。)
・協力事務所について、同じプロポーザルに参加する他事務所の協力事務所との重複は可能か。	・可能です。
・過去に指名停止になった事務所でも参加可能か。	・指名停止期間中でなければ参加可能です。
・意匠担当主任技術者は一級建築士でなくてもよいか。	・参加要件ではないので構いません。ただし、技術者資格の評価点では低減されます。
・各担当主任技術者は兼任可能か。	・管理技術者のみ他の担当主任技術者との兼任を不可としています。(「説明書」に記載の通り。)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・親会社から出向している職員を管理技術者（又は意匠主任技術者）として選任したい。実際、子会社である当社で管理技術者（又は意匠主任技術者）として携わっているものもある。当該職員を当社所属の管理技術者（又は意匠主任技術者）として選任してよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を受託した場合に、当該業務期間内に従事することを担保できるのであれば支障ありません。</li> </ul>
--	---

### 3. 様式 1(2)事務所及び協力事務所の体制について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 1(2)『事務所及び協力事務所の体制』欄に記入する人数は、「本設計業務委託に配置する技術者数」を記載するの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を担当するかどうかにかかわらず、事務所の技術者総数を記載してください。設計共同体の場合は、構成企業全体の技術者総数を記載してください。なお、協力事務所が入る場合は、※1の欄には合算せず、※の欄に協力事務所だけの技術者総数を記載してください。</li> </ul>
---	--

### 4. 様式 1(3)事務所の同種又は類似業務実績について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一施設の工事を続けて設計しているが、契約は分かれている。一の契約は実績となる規模には満たないが、複数の契約を合わせて一の実績として判断してもよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各契約で工事が完結するものについては、それぞれ別の設計として実績に該当するかを判断してください。同一の施設であっても、それぞれの契約の設計内容が一体的でないものは一の実績にはなりません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績欄へ記載する工事着手年月日が分からない。完成年月日の記載でもよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物が現存するかの確認のため、可能な限り調べて記載してください。どうしても完成年月日しか分からない場合は、その旨をカッコ書きで記載してください。（なお、最終的に委託先候補として特定された場合の確認において、虚偽が発覚すれば委託先候補の資格を取り消す可能性があります。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力事務所となる設備設計事務所が他の事務所から下請けした業務を実績として記載しても良いか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元請ではなく協力事務所としての実績は記載はできません。（管理技術者、主任技術者以外の技術者へ配置する場合は、技術者の実績欄へ記載していただいで構いません。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績について、PUBDIS 登録等の証明は必要か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書の提出時には必要ありません。（委託先に特定されれば、契約前に実績を証明できる資料の提出を求めます。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸支店で事務所概要へは登録しているが、市外本店の実績を記載することは可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構いません。</li> </ul>

・国外の実績は評価対象外か。	・貴見と通り。
・マスタープランの作成は実績となるか。	・基本計画であると考えられるので、該当しません。

#### 5. 様式 1(4)～(5)技術者の経歴等

・参加表明書に記載する「経験年数」はいつ時点のものか。	・参加表明書提出時点です。月は年単位で切り上げてください。 ※例：1年目社員（9か月）については「1年」
・協力事務所を技術者として配置する場合、協力事務所が評価される項目は、若手技術者を登用する場合だけと理解してよいか。	・評価要領中「2(1)事務所の実力」（実績、人数）については、協力事務所は評価の対象となりませんが、「2(2)技術者の経験及び能力」については、管理技術者及び意匠主任技術者を除き、協力事務所職員を配置しても、評価の対象となります。
・同一施設の工事を続けて設計しているが、契約は分かれている。一の契約は実績となる規模には満たないが、複数の契約を合わせて一の実績として判断してもよいか。	・各契約で工事が完結するものについては、それぞれ別の設計として実績に該当するかを判断してください。同一の施設であっても、それぞれの契約の設計内容が一体的でないものは一の実績にはなりません。
・マスタープランの作成は実績となるか。	・基本計画であると考えられるので、該当しません。
・協力事務所となる設備設計事務所の所員を技術者に配置する場合、他の事務所から下請けした業務を実績として記載しても良いか。	・記載可能です。（なお、様式 1(2)の事務所の実績には、協力事務所の実績は記載できません。）
・指定時期以前に、本体工事の設計が完了したが、その後追加等業務が平成 24 年 4 月以降まで続いた業務は、実績となるか	・本体工事の設計が指定時期以前に完了している場合は、実績とはなりません。
・実績について、PUBDIS 登録等の証明は必要か。	・参加表明書の提出時には必要ありません。（委託先に特定されれば、契約前に実績を証明できる資料の提出を求めます。）
・CPD 実績証明書の提出は必要か。	・参加表明書の提出時には必要ありません。（委託先に特定されれば、契約前に提出を求めます。）

#### 6. 様式 1(6)若手技術者の経歴等

・若手技術者は、事務所の若手技術者の総人数ではなく、本設計業務委託に配置する技術者数を記載するのか。	・貴見の通りです。本設計業務に配置する若手技術者を記載してください。なお、設計共同体、協力事務所の若手技術者も記載しても構いません。
・様式 1(6)『若手技術者の経歴等』欄に記入する役職は、「各社内での役職」（例：	・貴見の通りです。所属する組織（事務所名）と役職を記載してください。

部長・課長・主任・スタッフ等) を記載してよいか。	
・若手技術者は協力事務所の派遣職員でも記載可能か。	・本業務に携わる若手技術者であれば、協力事務所でも記載可能です。なお、協力事務所と取り交わしを行い、協力事務所に属しているということであれば、派遣職員の記載も可能です。

#### 5. 様式 1(8)自己採点表

・採点が合っているかを事前に確認してほしい。	・事前の確認はできません。なお、受付後、採点結果に疑義がある場合は、事務局よりご連絡しますので、様式に記載の通り、採点内容に関するお問い合わせはご遠慮ください。
------------------------	--

#### 6. その他について

・「事務所概要」 <sup>※1</sup> は入札参加資格審査申請とは別か。	・貴見の通りです。本市行財政局契約監理課宛てに提出する入札参加資格審査申請とは異なり、外注委員会事務局（建築住宅局技術管理課）宛てに提出 <sup>※1</sup> いただいています。
---	--

※1 事務所概要

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/koukyou/s04.html>